臨時福祉給付金（経済対策分）

臨時福祉給付金は、平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対し、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として支給するものです。
このたび、国の経済対策の一環として、**平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給します。**

カクニンジャ

支給対象者

平成28年1月1日時点で長崎市に住民票がある方で、平成28年度市民税（均等割）が課税されていない方

ただし、以下の方は対象外です。
- 平成28年度市民税（均等割）課税者の扶養親族等
- 生活保護制度の被保護者等

支給額

1人につき 15,000円

申請受付期間

平成29年 2月10日（金）～ 7月10日（月） 消印有効

長崎市から給付金の支給対象となる可能性がある方へ、2月上旬から順次申請書を送付します。
臨時福祉給付金の申請受付期間内に申請してください。申請受付期間後の受付はできません。
申請書が届いても、支給対象とならない場合があります。

申請方法

郵送により申請してください

平成29年7月10日（月）消印有効

必要事項を記入、押印した申請書と本人確認書類のコピー及び口座確認書類（「通帳」又は「キャッシュカード」）のコピーを同封のうえ、**返信用封筒で郵送**により申請してください。
詳しくは、申請書に同封されているご案内をご覧ください。

または

窓口申請

場所：臨時福祉給付金申請受付窓口
（長崎市大黒町3番1号交通産業ビル6階）
期間：平成29年2月10日（金）～平成29年7月10日（月）
8:45～17:30（平日のみ）
※窓口は大変混雑が予想されますので、**できる限り郵送による申請をお願いします。**

支給方法

口座への振込みが原則です。

振込可能な金融機関口座をお持ちでない方は、長崎市臨時福祉給付金コールセンター（☎0570-011-920）にご連絡ください。振込可能な金融機関口座をお持ちでない方は、支給時期が遅くなります。

申請書受付後、審査の上、支給（又は不支給）決定通知書を郵送します。

お問い合わせ

長崎市臨時福祉給付金コールセンター

0570-011-920（いいきゅうふ）

受付時間
平成29年2月8日（水）～平成29年3月12日（日）
9:00～18:00（土日も開設、ただし祝日は休み）
平成29年3月13日（月）～平成29年8月31日（木）
9:00～17:00（平日のみ）

※申請受付は平成29年7月10日（月）（消印有効）で終了。

臨時福祉給付金（経済対策分）対象者診断チャート

※チャートはあくまでも一般的な場合を想定しています。

START!

平成28年度**市民税（均等割）**が**課税**されていますか？

はい → 対象ではありません

いいえ ↓

平成28年度市民税（均等割）が**課税されている方**に**生活の面倒**を見てもらっていますか？（扶養されていますか？）

はい → 対象ではありません

いいえ ↓

生活保護を受けていますか？

はい → 対象ではありません

いいえ ↓

臨時福祉給付金（経済対策分）の支給対象となる可能性があります。

給付金について Q&A

Q 基準日の翌日以降に引っ越しをした場合の給付金の支給はどうなりますか？

A 基準日（平成28年1月1日）時点で住民票のある市町村から支給されます。具体的な申請期間や手続きについては、申請先の市町村にお問い合わせください。

Q 基準日以降に生まれた場合や亡くなった場合は給付金の支給対象になりますか？

A 基準日（平成28年1月1日）に生まれた方は支給対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は支給対象にはなりません。また、市町村で支給決定するまでの間に亡くなられた方も支給対象にはなりません。

Q 課税者の扶養親族等とは具体的に何を指しますか？

A 税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者（※）のほか、保護者が課税されている16歳未満の方を指します。

※事業専従者：青色・白色申告を行う個人事業主と生計を一にする配偶者や、15歳以上の親族で一年を通じて6ヶ月を超える期間その事業にもっぱら従事している人。

Q 申請書が届いても、支給対象とならないのはどのような場合ですか？

A 支給対象とならないのは、例えば次のような方の場合です。

①平成28年度市民税（均等割）が課税されるような収入があったにもかかわらず、税の申告をしていない方、あるいはその方に扶養されている方

②住民票は長崎市にあるものの、長崎市外で市町村民税（均等割）が課税されている方（他市町村で課税されている方）

③別住所や、長崎市外に住む「市町村民税（均等割）が課税されている方（配偶者、保護者、子など）」に扶養されている方

申請書記入相談窓口

設置場所 市役所（本館1階特設窓口）、支所及び行政センター

設置期間 平成29年 **2月10日（金）～3月9日（木）** 8:45～17:30（平日のみ）

※西部・古賀・戸石地区事務所、消費者センター及び三重地区市民センターへの設置はありませんのでご注意ください。

※申請書の記入相談をされる方は、大変混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

※記入相談窓口では、給付金の申請受付は行いません。

臨時福祉給付金QRコード

詳しくは 長崎市　臨時福祉給付金 検索

「臨時福祉給付金」を装う “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

○長崎市や長崎県、厚生労働省などの職員がATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いしたり、手数料などの振込みを求めたりすることは、絶対にありません。

○ATMを自分で操作して、他人からお金を振込んでもらうことは、絶対にできません。

○長崎市職員が、ご自宅へ直接申請書を回収に伺ったり、キャッシュカードや通帳をお預かりすることは、絶対にありません。

申請内容に不明な点があった場合には、長崎市から問い合わせを行うことがありますが、上記のような内容の不審な電話が掛かってきたり、郵便物が届いたりした場合には、すぐに長崎市や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。